

別表（要綱第4条関係）

社会福祉法人米原市社会福祉協議会地域福祉活動補助額

1. 基本補助

【基準日：令和6年4月1日】

自治会世帯数	補助額	対象自治会
200世帯以下	7,500円	長久寺・須川・大野木・清滝・梓・河内 志賀谷・北方・菅江・山室・大鹿・堂谷 本郷・万願寺・西山・加勢野・市場・夫馬 烏脇・坂口・村居田・井之口・野一色・小田 間田・天満・本市場・池下・山東桜ヶ丘 すみれヶ丘・平和台・グリーントウン坂口 ヴィラルシオール・グリーンヒルズあさひ
		甲津原・曲谷・甲賀・吉槻・上板並・下板並 大久保・小泉・伊吹・上野・弥高・高番 杉澤・伊吹ヶ丘・南川・村木・大清水・藤川 寺林・上平寺
		梅ヶ原・中多良・上多良・多良・朝妻・筑摩 入江・賀目山・米原ステーションタウン 河南・樋口・南三吉・西坂・東番場・西番場 一色・枝折・下丹生・上丹生
		多和田・能登瀬・日光寺・寺倉・新庄・箕浦 西円寺・岩脇・近江さくらが丘 リバティー近江・舟崎・高溝・長沢・飯 世継・近江ニュータウン重町 近江グリーントウン・高溝東 リーディング坂田・イースクエア坂田
201～ 300世帯	12,500円	朝日 米原・米原西・三吉・醒井 サンライズ近江・近江母の郷ニュータウン レイクサイド宇賀野
		柏原・長岡 春照 下多良・磯 顔戸・宇賀野
301世帯以上	17,500円	柏原・長岡 春照 下多良・磯 顔戸・宇賀野

別表（要綱第4条関係）

2. ふれあいいきいきサロン

補助額	算出方法： 1,000円×回数 限度額：24,000円 ※複数拠点で開催する自治会については限度額 36,000円
加算額	異世代交流を行った場合に加算 算出方法： 2,000円×回数 限度額：10,000円

※子ども食堂または学習支援の開催補助との重複申請（同一事業の重複申請）は認めない。
※同一団体実施による地域お茶の間創造事業（居場所づくり事業）との重複申請は認めない。
※地域お茶の間創造事業（居場所づくり事業）との同一日での開催は補助対象として認めない。

3. 子ども食堂または学習支援

補助額	算出方法： 1,000円×回数 限度額：24,000円 ※複数拠点で開催する自治会については限度額 36,000円
加算額	子どもに限らない多世代が参加できる食堂（地域食堂）とした場合 に加算 算出方法： 2,000円×回数 限度額：10,000円

※ふれあいいきいきサロンの開催補助との重複申請（同一事業の重複申請）は認めない。
※同一団体実施による地域お茶の間創造事業（居場所づくり事業）との重複申請は認めない。
※地域お茶の間創造事業（居場所づくり事業）との同一日での開催は補助対象として認めない。

4. 福祉懇談会

補助額	1回 3,000円 各年度1回に限り交付する。
-----	----------------------------

※見守りネットワーク会議と同一の会議は除く。
※ふれあいいきいきサロンと同一時間の開催は除く。
※可能な限り社協職員に出席要請を行う。

5. 見守り活動

見守り ネットワーク会議	算出方法： 2,000円×回数 限度額：24,000円 ※福祉懇談会と同一の会議は除く。 ※ふれあいいきいきサロンと同一時間の開催は除く。
	加算額 災害時に備えた要支援者に対する個別の避難支援計画の作成（更新）を内容とした場合に加算 算出方法： 2,000円×回数 限度額：24,000円
見守り訪問活動	算出方法：1,000円×実施月数 限度額：12,000円 ※安否や身体状態の確認、日常的な相談等が必要な方、その他、交流の機会が少ない等の理由による、訪問が必要な対象者の選定、訪問後の共有を行う見守りネットワーク会議が当該年度中に3回以上開催されることを交付要件とする。 ※日頃サロン活動へ参加している方のみへの訪問は、補助対象外とする。 ※特定の個人が取り組む訪問活動は補助対象外とする。 ※同一団体実施による地域お茶の間創造事業（地域支え合い活動事業）との重複申請は認めない。

6. 避難行動要支援者参加型避難訓練

補助額	算出方法：1回 3,000円 各年度1回に限り交付する。
-----	---------------------------------

7. 新規事業

補助額	○毎年度3自治会まで ○1年目：3自治会総額50万円 2年目：3自治会総額25万円 3年目：3自治会総額15万円 ○総事業費の3/4を上限とする。
-----	---

※ふれあいいきいきサロン・子ども食堂または学習支援・福祉懇談会・見守りネットワーク会議・見守り訪問活動・避難行動要支援者参加型避難訓練の実施は除く。

8. 居場所継続支援補助 ※令和6年度で終了

補助額	○毎年度5自治会まで ○限度額：50,000円 ○補助率：総事業費の3/4を上限とする。 ○補助対象：備品整備や修繕の費用
-----	--

※過去5年間居場所を毎月実施している自治会に限る。

※過去5年から現在までで地域お茶の間創造事業補助金を受けている自治会は除く。

※同一自治会で複数回申請できるが、補助総額は限度額以内とする。